

公 示 書

国土交通省中部地方整備局長島ダム管理所において、自動販売機（飲料水等）の営業を希望する委託業者の公募を、次のとおり公示する。

令和元年 7 月 1 日

中部地方整備局 長島ダム管理所長
竹内 宏

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 長島ダム管理所内における自動販売機（飲料水等）の設置営業
- (2) 営業場所 静岡県榛原郡川根本町犬間 5 4 1 - 3
- (3) 営業期間 契約締結日の翌日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
ただし、必要に応じて 5 年を超えない期間で更新することができる。

2. 対象業者

長島ダム管理所の委託を受けて、長島ダム管理所において、自動販売機（飲料水等）の営業を希望する者で、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 法人の場合は、商業登記簿の目的欄に「飲料及び食品の販売」に関する記載があること。個人事業主の場合は、事業内容が「飲料及び食品の販売」に関する内容であること。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3) 申請書（提案書）提出の期限の日において、静岡県内の保健所から食品衛生法の規定による処分又は行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中でないこと。
- (4) 静岡県内に本社（店）、支社（店）、又は営業所等が所在すること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(6)～(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3. 対象施設の概要

施設名 長島ダム管理所

所在地 静岡県榛原郡川根本町犬間541-3

職員数 15人 (参考・長島ダム管理所年間来庁者数：4,000～5,000名)

4. 説明書の交付期間、場所及び方法

営業申請書類等の配布及び申請方法並びに施設の概要及び営業にあたっての条件等についての説明を行うので、希望者はあらかじめ来庁日時等を下記5の問合せ先へ連絡のうえ、必ず説明を受けること。

なお、説明を受けなかった者の申請は受け付けない。

【説明書の交付期間及び方法】

期 間：令和元年7月1日(月)から令和元年7月16日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

場 所：静岡県榛原郡川根本町犬間541-3

国土交通省中部地方整備局 長島ダム管理所

5. 公示に関する問い合わせ先

静岡県榛原郡川根本町犬間541-3

国土交通省中部地方整備局 長島ダム管理所 総務係

電話 0547-59-1021